

令和5年5月15日

正会員（選挙権者及び被選挙権者）各位

一般社団法人熊本市歯科医師会
選挙管理委員会
委員長 藤波好文

熊本県歯科医師会代議員選挙の告示

任期満了に伴う、熊本県歯科医師会代議員の改選を下記のとおり、熊本市歯科医師会選挙規則第37条により告示する。

記

【県歯代議員及び予備代議員選挙】

1. 定数

県歯代議員21名、同予備代議員21名

2. 選挙権者又は被選挙権者となる資格

選挙権者となる資格 令和5年5月1日（月）までに正会員になった者

被選挙権者となる資格 選挙日において正会員として2年以上在籍した者

3. 届出に必要な書類

①候補者届出又は候補者推薦届出 ②経歴書 ③選挙公報掲載文届（抱負）

※ ①、②は必須。③の届出は任意とする。

4. 届出期間

自 令和5年5月16日（火）～ 至 令和5年5月22日（月）

平日は午前9時から午後5時、土曜は午前9時から正午 ＊日曜は除く

5. 提出書類配布及び届出先

熊本市歯科医師会選挙管理委員会（受付：本会事務局）

6. 辞退期限

令和5年6月19日（月）午後5時まで

7. 選挙の方法

選出法については、候補者が定数を越えた場合は連記無記名による郵送投票とし、上位より定数内を当選者として総会の承認を得て、県歯会代議員及び予備代議員とする。

候補者が定数を越えない場合は、投票を行わず、その候補者を当選とする。

選挙規則第37条の（1）より抜粋

- （1）県歯会代議員候補は、県歯との連携及び会員の意思が反映でき、公正な判断のもとに行動できる者とする。

※ 現在、県歯代議員は、本会役員及び各支部長で構成しております。